

◆ 生命保険金の「民法」と「税法」の扱いの違い

Ⅰ. 相続放棄と生命保険金

(Ⅰ) 民法上の扱い

相続放棄した場合でも、生命保険金（死亡保険金）を受け取ることができます。

保険の契約者（保険料を支払っていた人）＝被保険者（保険に入っていた人）の場合、死亡保険金は相続財産とは別に扱われます。

死亡保険金をかけていた被保険者の所有物ではなく、保険金の受取人の固有財産として扱われるからです。そのため、相続を放棄しても死亡保険金だけを受け取ることが可能です。

例えば、夫が自分に生命保険をかけていたとします。妻は死亡保険金の受取人になっていました。

受け取った死亡保険金は妻の固有財産として考えるため、相続財産にはなりません。

(2) 税法上の扱い

民法上、相続財産とみなされない解釈であっても、税法上は、相続放棄し、死亡保険金だけ受け取った場合でも相続税の課税対象になります。死亡保険金は相続財産ではありませんが、「みなし相続財産」となるからです。相続放棄した場合は死亡保険金の金額だけが相続税の課税対象になります。

2. 税法上の「みなし相続財産」とは

民法は相続する人たちがなるべく公平に相続財産を分けることができるようにという点を重視しているため、遺言や遺産分割協議の対象となる財産を相続財産と位置づけています。そのため、生命保険や死亡退職金などは相続財産には含まれません。

しかし、「税法」は相続税申告の際に記載する財産を相続財産としています。そのため、生命保険や死亡退職金なども被相続人が死亡したことにより発生した財産ということで相続財産とします。

このように、民法上は相続財産に該当しないけれど税法上では相続財産となる財産を「みなし相続財産」といいます。

(1) 相続放棄と「みなし相続財産」

みなし相続財産は通常の相続財産とは異なり、受け取った人の固有の財産という位置づけになります。しかし、被相続人が亡くなった事により被相続人が受けるはずだった利益等の権利を他の人が受け継ぐということにより相続税の課税対象となります。

そのため、通常の相続財産に対しての相続放棄を行っていても、みなし相続財産に該当する権利等を受け継ぐ場合には遺贈という判断になり相続税の課税対象となります。

《参考》相続放棄しても受け取れる財産

(1) 生命保険金・死亡共済金

生命保険金は被相続人が死亡することで、契約時に決めた受取人に生命保険金が支払われることとなります。県民共済などの共済保険では死亡共済金という呼び方をしますが、扱いは同一です。

生命保険金は被保険者の財産ではなく、受取人の固有財産なので相続放棄をしているかどうかは関係なく受け取ることができます。

(2) 死亡退職金

死亡退職金は、被相続人が勤めていた会社から死亡を理由に遺族へ支給される退職金で、生命保険金と同様の考え方をします。

ただし、受取人が被相続人であったり、受給権者が決められていない場合には、相続財産として扱われるため、相続放棄した後では受け取ることができません。

相続放棄する前に退職金規定などを確認し、「誰が受給権者なのか」を明らかにしておきましょう。

(3) 遺族年金

遺族年金は残された家族を支えるために支給されるものなので、遺族の財産です。被相続人の財産ではありませんで、受け取ることができます。

(4) 未支給年金

年金は後払い方式となっており、例えば1、2月分が3月に振り込まれる仕組みになっています。

被相続人が3月に死亡し、まだ年金が振り込まれていない場合には未支給年金が発生することになるのです。

被相続人に支給されるはずだった年金なので、一見、被相続人の財産のように思えますが、1995年（平成7年）11月7日の最高裁判決で、未支給年金の給付は相続とは関係なく特定の遺族に認められたものであるという見解が出ており、相続財産には含まれません。

未支給年金を受け取ることができるのは、次のいずれにも該当する人です。

- ・被相続人の配偶者、子、父母、孫、祖父母、または兄弟姉妹で、かつ被相続人死亡時に同一生計だった人

(5) 企業年金

企業からの年金を受給していた場合にも、考え方は同様です。企業年金に未支給の年金があれば、前記(4)「未支給年金」を受け取れる条件に該当する人は、相続放棄に関係なく受け取ることができます。

また、残存期間分の年金については遺族が一時金として受け取ることができます。

*詳しくはそれぞれの契約機関などに確認する必要があります。